

# 八尾市地域福祉推進基金事業助成金 令和7年度助成事業応募の手引き

## ● 趣 旨

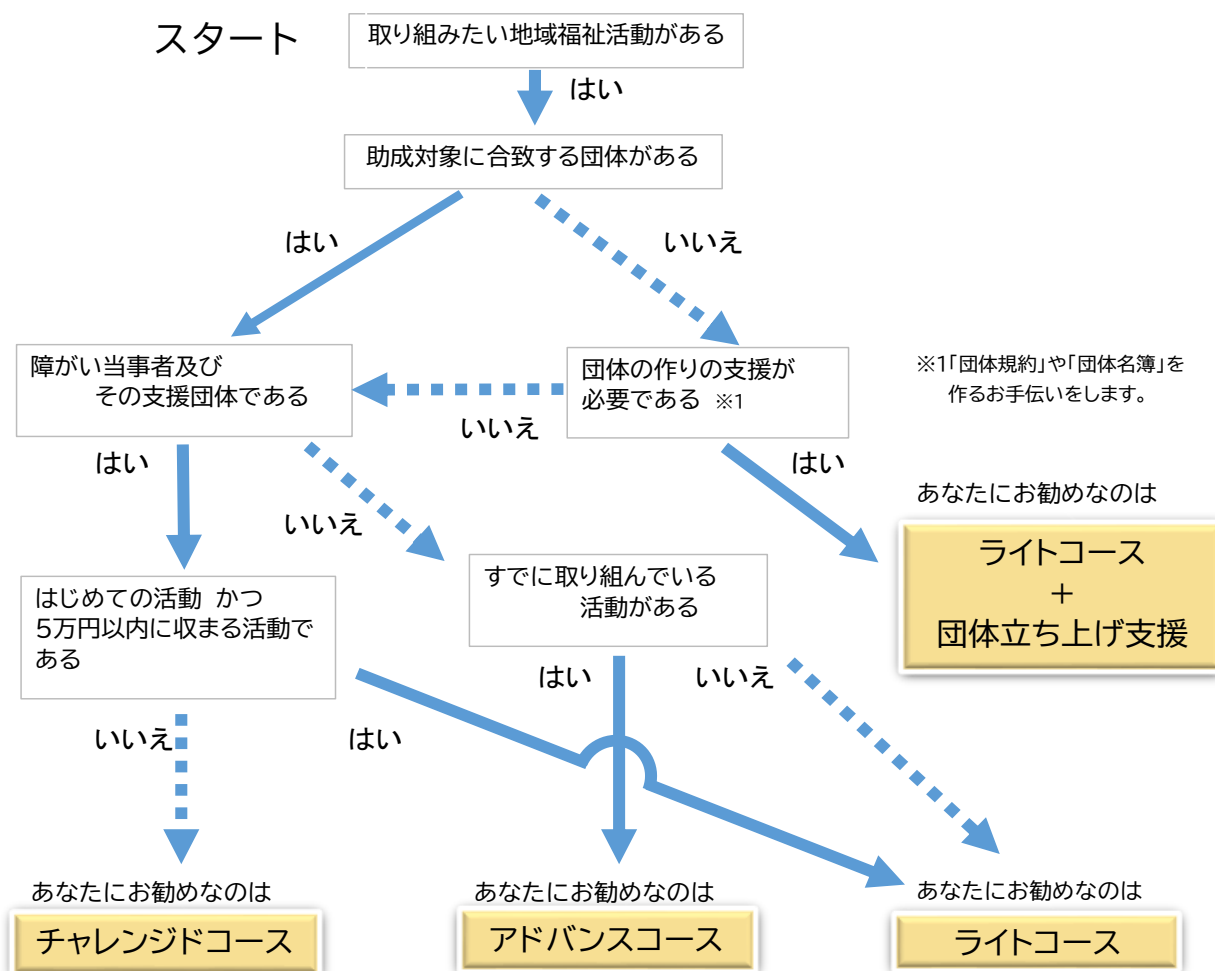
本助成金は、地域の「やってみよう!」「やってみたい!」を応援することを目的とし、市民の福祉意識の向上と障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し、助成を行い支援します。

「第4次八尾市地域福祉計画」の基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち～おせっかい 日本一～」の実現に向け、たくさんの「おせっかい」活動がより多くの地域で活発に展開されることを期待しています。

※本助成金は「がんばれ八尾応援寄附金（ふるさと納税）」等にて、地域福祉活動及び市民の福祉意識の向上を応援していただいている方々からの寄附金を積み立てた基金を活用するものです。

## ● 募集コース

あなたに最適なコースを下記のフロー図を使ってお選びいただけます。



## ライトコース

(上限5万円) はじめて活動する団体が対象です。

活動等を「これから始める!」「試しにやってみる」団体を応援します。

>>>応募する団体を今から作ろうという方へ

※ライトコースには、「団体規約の作り方」や「団体名簿の作り方」などを支援する  
団体立ち上げ支援のオプションをつけることができます。

## アドバンスコース

(上限30万円) すでに活動がある団体が対象です。

活動等を「もっと盛り上げたい!」「年間を通して実施したい!」団体を応援します。

## チャレンジドコース

障がい当事者及び支援団体活動 (上限80万円)

障がい当事者及びその支援団体が行う「障がいがある人もない人も共に生きる地域をつくる」ための活動を応援します。

※1事業(団体)につき原則1回限り、助成を受けることができます。ただし、特に必要があると認められるものについては、3回を限度として助成を受けることができます。

※本市で行う他の助成金の交付決定を受けている事業については、同時に本助成を受けることができません。

### ● 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年5月16日(金)

### ● 審査会日時

令和7年6月25日(金) 時間未定(応募された団体に直接ご案内します。)

### ● 事業期間

4月から翌年3月までの1年間に実施される活動や事業が対象となります。  
※既に開始していて、継続中の活動や事業についても対象となりますが、申請の時点で完結している活動や事業については、対象となりません。

### ● 助成対象団体

次の(1)～(9)の要件の全てに該当する団体が対象となります。

- (1) 主に、市内において活動し、市内に活動拠点を有している団体
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めている団体
- (3) 団体として事業が実施できる体制が整備されていること。
- (4) 代表者が明らかであること。
- (5) 10人以上(※これから始める!「ライトコース」は5人以上)で構成され、うち市内に在住、在勤又は在学している者が過半数含まれている団体
- (6) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的として組織されていないこと。

- (7) 団体の代表又は役員が八尾市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 団体の構成員が同年度に申請する他の団体の構成員と類似していないこと。

### ● 助成対象事業

八尾市内で行われる活動で、団体自らが自主的・主体的に実施するもので、次のような事業が対象となります。

- (1) 地域福祉活動の振興に寄与する事業
- (2) 市民の福祉意識の向上に寄与する事業
- (3) 障がい者の保健福祉の増進を図るための事業
- (4) 障がいに対する福祉意識の向上に寄与する事業

以下のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動と判断される事業
- (2) 自助的（団体構成員相互の支援活動的なもの）性質の強い事業
- (3) 国、地方公共団体若しくはそれらの外郭団体、独立行政法人から助成金の交付を受け、若しくは受けようとしている事業
- (4) 当該年度の4月1日以降から始まり当該年度の3月31日までに完了しない事業
- (5) 八尾市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる事業

### ● 助成対象経費

下記の科目の中から、必要と認められる経費となります。

科目	内容
謝金	事業実施において支払われる講師謝金（交通費含む）など
印刷製本費	事業開始時のチラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書冊子など
消耗品費	事業に必要と認められる文具や日用品など（1万円以下のもの）
通信運搬費	事業に必要と認められる電話、郵便、宅配便などの通信及び機材等運搬用費用（その事業に係る経費であることがわかる明細の提出が必要）
保険料	事業実施に必要と認められる保険料
使用料及び賃借料	講演会等開催に必要な会場費等（附带設備費を含む） 事業に直接必要な下見・準備・リハーサル等に要する会場賃貸料（近隣の一般的な公共施設等と同等程度）
その他	上記以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

※下記のような、団体などの管理経費や自ら負担すべき性格を有する経費は、助成対象とはなりません。

- ・ 団体構成員の賃金・報酬・交通費
- ・ 内部研修費
- ・ 事務所等の家賃、光熱水費など団体の維持管理、運営自体に係る経費
- ・ 活動上必ずしも必要ではない資材等の購入（団体構成員のユニフォームなど）
- ・ 活動の規模・内容などと整合しない資材の購入費
- ・ 事業完了後に団体の資産となる物品の購入にかかる経費
- ・ 本助成金の申請及び報告書等に関する経費
- ・ 食事（弁当）代及び茶菓子代などの飲食代
- ・ その他、本助成の趣旨にそぐわないと判断される経費

※科目にかかわらず全ての助成事業経費について、その活動をしたことがわかる領収書・明細書が必要となります。（実績報告の際に提出していただきます。）

## ● 選考方法

- ・ 申請書についての書類審査及び口頭による面接審査（ヒアリング）により選考します。  
（ライトコースは書類審査のみ）
- ・ 審査は、地域福祉推進基金事業助成金審査会委員が行います。

## ● 審査基準

申請された活動や事業については、以下の基準で審査します。

- ◇ その活動による効果・成果を、多くの市民が享受できるものであるか。〈公益性〉
- ◇ 自立できることが期待され、今後発展できるか。地域へ広がる可能性があるか。〈発展性〉
- ◇ 年間を通じた取り組み又は定期的に行う取り組みであるか。〈継続性〉

※アドバンスコース・チャレンジドコースのみ

- ◇ これまでにない新しい取り組みであるか。新たな視点から社会を捉え、創意工夫があるか。  
〈先駆性・創造性〉

- ◇ 無理のない企画構成、予算立案で、実施体制が整っているか。〈実現性〉
- ◇ 活動・事業の規模や予算内容、助成金の申請額などが妥当であるか。〈費用の妥当性〉
- ◇ 八尾市地域福祉計画又は八尾市障がい者基本計画の基本目標に基づいたものであり、地域福祉若しくは障がい福祉課題の解決に向けた事業であるかどうか。〈事業の合致性〉

## ● 助成の決定と交付

地域福祉推進基金事業助成金審査会委員による審査結果に基づき、助成を受けるべき団体を八尾市長に答申します。この答申を受けて、助成を受ける団体を決定し、助成金の交付を行います。

なお、助成金の交付を受けた団体が交付対象である活動を中止したり縮小したりしたときは、交付した助成金を返還していただきます。

## ● 実績報告

助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となる活動・事業について報告をしていただきます。この報告については、以下の2つがあります。

(1) 報告書の提出

翌年度4月10日までに活動・事業に関する報告書を提出していただきます。

(2) 実績報告会での発表

実績報告会を開催する場合は、活動成果について発表していただくことになります。

## ● 応募の手続

(1) 申請書の配布

4月1日(火)から、地域共生推進課、障がい福祉課、各出張所、市民活動支援ネットワークセンター等で配布します。

また、八尾市のホームページからもダウンロードできます。

「八尾市地域福祉推進基金事業助成金」で検索してください。

(2) 申請書の提出

受付期間は、**4月1日(火)～5月16日(金)**(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。締切日までに、下記の窓口・受付時間内に直接ご持参ください。なお、窓口で申請書の内容をお聞きしますので、申請内容を説明できる方がお越しくください。

【提出窓口】・地域福祉分野の申請は、**地域共生推進課(市役所3階)**  
・障がい福祉分野の申請は、**障がい福祉課(市役所1階)**

【受付時間】平日の午前8時45分～午後5時15分

## ● 申請についての問合せ先

本助成金についてのご質問や、申請書の記入についての相談等は、下記にお問合せください。なお、お越しになる際は事前に担当課までご連絡ください。

地域共生推進課 〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市役所3階  
電話：072-924-3835 FAX：072-922-3786  
Eメール：hukusi@city.yao.osaka.jp

障がい福祉課 〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市役所1階  
電話：072-924-3838 FAX：072-922-4900  
Eメール：[syougai@city.yao.osaka.jp](mailto:syougai@city.yao.osaka.jp)

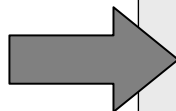
● 参考

助成金交付手続きの流れ

申請書提出



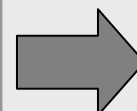
審査  
交付決定通知



交付決定を受けた団体は

実績報告書提出

実績報告会



助成金交付

締切：5月16日(金)  
地域共生推進課(市役所3階)又  
障がい福祉課(市役所1階)へ  
提出

6月下旬~7月

翌年度4月10日  
までに提出。  
5月頃に報告会を  
予定。

翌年度5月末まで  
に交付。(事業完  
了前交付(概算払)  
も可能)